

川崎市振り仮名センター運営業務委託 業者選定実施要領

1 件名

川崎市振り仮名センター運営業務委託

2 契約期間

令和7年4月上旬から令和8年3月31日

3 履行場所

川崎市川崎区駅前本町11番2号 川崎フロンティアビル、各区役所、川崎市内 ほか

4 業務概要

本業務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」において戸籍への氏名の振り仮名の記載を必須とする戸籍法の改正が示され、令和7年5月26日（改正戸籍法施行日）に施行されることとなったことから、川崎市に本籍のある約105万7千人に仮の振り仮名を通知し、施行日から1年間、振り仮名の届出をしてもらい戸籍に記載することになりました。1年間に大量の戸籍届出が想定されることから「川崎市振り仮名センター（以下「振り仮名センター」という）」を設置し、通知の発送と受付業務の遂行に向けた運営を行うこととしています。

業者の選定にあたっては、委託内容に振り仮名届に係る通知発送、受付・入力、コールセンター、臨時窓口等幅広い業務が含まれており、通知書データを各業務相互に利用することにより効率的な事業執行、戸籍法改正の振り仮名記載全般に関する専門知識、データセキュリティの確保など、高度な創造性、豊富な経験に基づき事業内容について提案を受けるものです。詳細は別紙「川崎市振り仮名センター運営業務委託仕様書」のとおりです。

5 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

572,658,534円（消費税及び地方消費税を含む）以下

6 担当部署

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 戸籍振り仮名登録担当

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

電話：044-200-2260

メール：25koseki@city.kawasaki.jp

本件募集に係るホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000168005.html>

7 参加者の資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を満たしている単体企業又は2者以上（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体とします。

ただし、本業務委託について、単体企業として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできません。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできません。なお、参加意向申出書の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めません。

(1) 単体企業の資格条件

ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」、種目「その他」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

エ 次の認証のいずれかを取得しており、複数回更新していること。（再委託先を含む）

（ア） I S M S 適合性評価の認定取得

（イ） プライバシーマークの取得

（ウ） I S O 2 7 0 0 1 の取得

オ 国や地方自治体の委託事業において、今回の委託と事業規模が同程度以上の委託事業で、通知印刷発送業務・データ入力業務・コールセンター業務のいずれかを複合して受託したことがあること。

(2) 共同企業体の資格条件

共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の40%を下回ってはなりません。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を上回らなければなりません。

ア 共同企業体の代表者に必要な条件

上記7(1)「単体企業の資格条件」を全て満たしていること。

イ 共同企業体の構成員2に必要な条件

（ア） 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

（イ） 上記7(1)ア、イ、エを全て満たしていること。

※ 共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市振り仮名センター運營業務委託に係る共同企業体取扱要綱」を確認し、委任状・共同企業体協定書・共同企業体編成表を参加意向申出書と併せて提出すること。

8 スケジュール

参加意向申出書の受付期間	令和7年2月14日（金）～2月21日（金）
質問の受付期間	令和7年2月14日（金）～2月21日（金）
質問の回答	令和7年3月6日（木）
参加資格審査結果の通知	令和7年3月6日（木）
企画提案書の受付期間	令和7年3月6日（木）～3月17日（月）

企画提案会（プレゼンテーション）の実施	令和7年3月27日（木）～3月28日（金）
審査結果通知	令和7年4月上旬
契約（予定）	令和7年4月上旬

9 参加申込に関する手続き及び書類

（1） 質問の受付

受付期間	令和7年2月14日（金）～2月21日（金）午後5時まで
提出方法	質問書（第2号様式）に必要事項を記載の上、メールにより提出すること。 メール件名は「【振り仮名センター質問書】〇〇」（〇〇は参加者名）とする。 ※電話又は口頭による質問は受け付けません。
提出先	「6 担当部署」のとおり
回答日	令和7年3月6日（木）
回答方法	下記の市ホームページで公表する。 https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000168005.html ※質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表する。 ※意見の表明と解されるもの、審査内容に関わるもの等については、回答しないことがあります。

（2） 参加意向申出書の提出

提出締切日	令和7年2月21日（金）午後5時まで
提出書類	参加を希望する場合は、次の書類を1部ずつ提出すること。 ア 参加意向申出書（第1号様式） イ 「7参加者の資格（1）エ」の各号を証する資料（再委託先を含む） ウ 「7参加者の資格（1）オ」の実績を証する契約書の写し等 エ 委任状 ※共同企業体による参加の場合に提出 オ 共同企業体協定書 ※共同企業体による参加の場合に提出
提出方法	次のいずれかの方法にて提出 持参の場合 受付時間：午前8時30分～午後5時 ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く 郵送の場合 令和7年2月21日（金）までに必着 ※書留郵便等の配達記録が残るものに限りです。
来庁時の留意事項	必ず来庁前に「6 担当部署」へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。
提出先	「6 担当部署」のとおり

10 参加資格確認結果通知書の交付

9により参加意向申出書を提出した者には、令和7年3月6日（木）に当該業務委託の提案資格の有無について、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に「参加資格確認結果通知書（第3号様式）」を送付します。

11 資料の閲覧

参加資格確認通知書にて参加資格が認められた者は、次の資料を閲覧することができます。

資料番号	名称
【閲覧資料 1】	総務企画局デジタル化施策推進室資料 「川崎市外部サービスの利用に係るガイドライン」
【閲覧資料 2】	振り仮名センターのテナント施設管理資料 「川崎フロンティアビル貸方基準書」

上記資料の閲覧は、次の要領にて対応してください。

閲覧期間	令和 7 年 3 月 6 日（木）～ 3 月 17 日（月）まで（土、日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）
来庁時の留意事項	必ず来庁前に「6 担当部署」へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。

12 企画提案書等の提出

提出締切日	令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 5 時まで
提出書類	企画提案書、企画提案書概要版及び見積書
提出方法	次のいずれかの方法にて提出 持参の場合 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く 郵送の場合 令和 7 年 3 月 17 日（月）までに必着 ※書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
来庁時の留意事項	必ず来庁前に「6 担当部署」へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。
留意事項	ア 企画提案書 1 部、プレゼンテーションで説明する内容の企画提案書概要版 10 部、企画提案書及び概要版の電子データ一式（PDF 形式）をまとめた電子媒体（CD-R 等） 1 部と見積書 1 部を用意し、持参又は郵送により提出すること。 イ 企画提案書は定められた様式以外は、A 4 横で作成すること。 ウ 企画提案書は定められた様式を除き 40 ページ以内とする。 エ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。 オ 見積書は一式とせず、項目内訳も明記し、「什器」「印刷」など項目・作業別に作成すること。
提出先	「6 担当部署」のとおり

企画提案書の書式は項目ごとの様式を使用し記載してください。提案書の内容により選定を行い、選定された提案者に対して、後日プレゼンテーション形式の審査会を実施しますので、提案書は詳細にわかりやすく記載してください。

13 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却できません。
- (2) 提出期限後は、企画提案書等の差し替え、変更又は追加は認められません。
- (3) 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- (4) 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

14 企画提案会（プレゼンテーション）

提出書類に基づき、プレゼンテーション形式による審査会を実施します。

- (1) 日時
令和7年3月27日（木）又は3月28日（金）
※確定した時間及び開催場所については、提案各社へ別途通知します。また、応募者数に応じて別日を設定する可能性があります。
- (2) 実施方法等
ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ・ 準備及び説明：20分
 - ・ 質疑応答：10分イ プレゼンテーションは、選定された場合に中心的に業務に従事する方が行ってください。
ウ プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
エ 会場にはモニターが設置されており、HDMI端子で接続するPC等を使用することができます。
- (3) 評価者
本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。
- (4) 企画提案の評価
企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「【別紙】評価基準」に基づき項目ごとに数値化して採点し、技術点の合計が全体の6割に満たない場合、本委託候補者から除外できるものとします。

15 選定方法

- (1) プロポーザル評価委員会の設置
ア 川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。
イ プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例第5条第3号の規定に基づき非公開とします。
- (2) プロポーザルの評価
プロポーザルの評価は、価格点及び「【別紙】評価基準」に基づいて技術点を数値化して採点し、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。
- (3) 最高評価点が同点だった場合
最高得点の評価提案者が複数あった場合には、評価基準No1の評価項目「業務実施体制」の点数の最も高いものを選定業者候補とします。ただし当該項目も同点の場合は委託料の総額が最も安価なものを選定業者候補とします。
- (4) 実施結果
プロポーザルの実施結果について、終了後、当課のホームページで公表します。
- (5) 評価項目

企画提案の評価は「価格点 300 点（全体の 3 割）」と「技術点 700 点（全体の 7 割）」で行います。
評価の基準は次のとおりです。

ア 価格点

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times 1 - \frac{\text{提案金額}}{\text{本市の想定する業務規模概算額}}$$

イ 技術点

「【別紙】評価基準」のとおり

16 選考結果通知

選考結果については、令和 7 年 4 月上旬以降に提案者すべてに結果通知書（第 4 号様式）を郵送で通知するとともに、落札者をホームページで公表します。なお、選考結果についての電話・メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

本件募集に係るホームページの URL

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000168005.html>

17 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、持参又は郵送により辞退届（任意様式）を提出してください。

18 契約手続き等

- (1) 選定業者を特定後、両者の協議により契約仕様を確定します。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 契約保証金
契約金額の 10%とします。ただし、川崎市契約規則第 33 条各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除します。
- (5) 契約書作成の要否
必要とします。
- (6) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。ただし、個別の事項について再委託を行う場合は、個別に本市の承諾を得て再委託するものとします。
- (9) 関連情報を入手するための窓口は「6 担当部署」と同じです。
- (10) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (11) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 7 年 3 月頃）を要します。